

FAX 送信票

(送付枚数：本票を除き A4 0 枚)

| | |
|------|--|
| 送付先 | 双葉町 大住秘書広報課長 様 |
| 発信元 | 環境省 水・大気環境局中間貯蔵施設チーム 中野 TEL 03-3581-3351 (内線 7543) FAX 03-3581-3505 |
| 件名 | 中間貯蔵施設の調査にかかる予算の款項目節について |
| 連絡事項 | <p>12月7日(金)の打合せにつきましては、夜分遅くまでありがとうございました。</p> <p>さて、その際、御質問のあった標記の件については、打合せ終了後、井上副町長から、事務的に大住課長又は武内課長に回答してほしいというお話をいただきましたので、次のとおりお知らせいたします。よろしくお取り計らい願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>東日本大震災復興特別会計 (項) 環境保全復興政策費 (大項目) 放射性物質除去土壌等の管理に必要な経費 (中項目) 廃棄物対策推進費 (小項目) 中間貯蔵施設検討・整備事業 (目) 放射性物質除去土壌等管理調査費</p> |

環境省へ再質問(案) (H24. 11. 21)

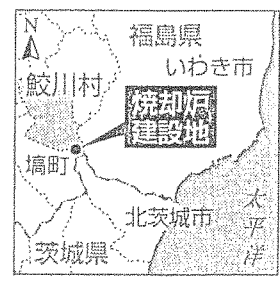
1. 事故の責任が無いのに、なぜ双葉町が受け入れなければならないのか。理由を立証すること。
 - (1) なぜ3町に限定するのか。なぜ3町の住民だけが最も苦勞することとなるのか。
 - (2) 当町で発生させたものは当町で貯蔵する。他の町のものまで持ち込まなければならないのか。
 - (3) 双葉町の復興の道を閉ざすことのないよう、時間がかかることにはなりますが、とは、事故の責任がないにもかかわらず、このようにされるのか。
2. 東電の無主物の考えに納得できない、誰が事故の責任を取るのか。
 - (1) 事故由来の放射性物質による環境汚染への対応に関しては、東京電力が一義的責任を負っているとともに、との表現であるが、具体的にどんな責任を東電に取らせているのか。特に無主物とした飛び散った放射能物質にはどのような責任を取らせているのか。
 - (2) これに鑑みて、国の責任で対策を講じ、としているが、国も責任を取るのは当然であり、東電には費用負担だけでよろしいのか。
3. 最終処分場はどのようになっているか。同時進行で実施すること。
 - (1) 最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいと考えており、とのこととの表現であるが、何故それで30年以内という月日が明確になるのか。
 - (2) また、法制化について、何故法制化がした、のではなくすることとしています、なのか。
4. 双葉郡内のバランスが良くない。
 - (1) 何故3町に限定するのか。3町以外に条件に合致するものがないのか。
5. 賠償が片付いていないのに片方だけを進めるのはおかしい。
6. 30年後の姿を図絵に示すこと。
 - (1) 中間貯蔵施設のイメージ図(貯蔵前)についても、当町には相談なく図絵化したものであり、国として30年後の図絵も描けるものと思われる。明示すべきこと。
7. 双葉町を住めない町にできない。
 - (1) 中間貯蔵施設がこれだけ管理された施設なら、どこに設置しても良いのではないか。なぜ双葉町か。
8. 双葉町がこの事故に苦しんでいることをどう思っているのか。
 - (1) 事故の責任も無いのに、何故3町だけが中間貯蔵施設を受けなければならないのか。

特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

審査待たず着工

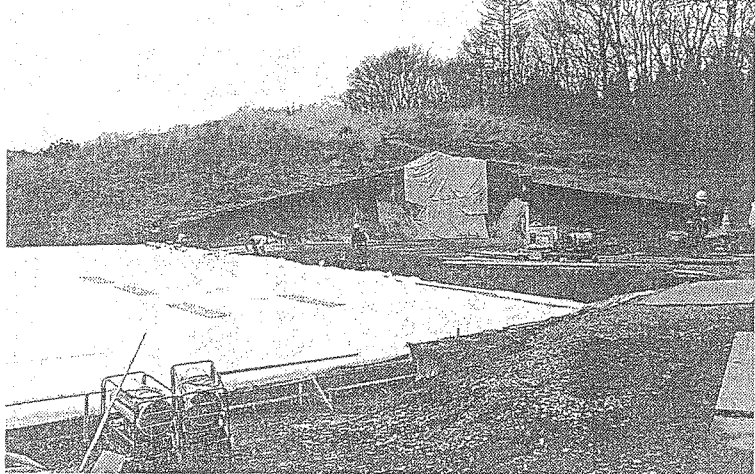
福島県鮫川村(人口四千八)で、環境省が計画する高濃度放射性廃棄物焼却施設の建設工事が五日、中断した。原因は環境省の「大ボカ」。ダイオキシン法と同県の条例に基づく県の審査が終わらないうちに、基礎工事を始めていた。住民らはその慌てぶりの背景に何があるのか、いぶかっている。(出田阿生)



焼却施設は福島原発事故後、各地で処分が滞る汚染稲わらや牧草処理のモデルケースを目指すとして、環境省が鮫川村に建設を計画した。事業費は七億二千五百万円。「放射性物質を含む農林業系副産物の焼却実証実験」という名目だ。一基当たり八〇〇〇t超の高濃度汚染物二十八tを含む計六百tを二十カ月間で焼却し、「焼却

放射能汚染物の焼却施設

灰の濃度を低く抑える実験をする(環境省廃棄物対策課)というが、説明会などは開かれず、周辺住民らの安全性への懸念が高まっていた。この焼却施設の処理能力は一時間当たり百九十九t。この規模だと、設置にはダイオキシン対策特措法と福島県生活環境保全条例に基づく県への届け出が必要となる。届け出から六十日間ほどの審査期間となっており、審査が終わるまで着工できない決まりだ。環境省は十月三十日に届け出を提出。にもかかわらず、約二週間後の十一月十五日に基礎工事を始めた。県南地方振興局



福島県の審査終了を待たず、環境省が勝手に着工した焼却施設の建設現場=先月30日、福島県鮫川村で(佐藤和良氏提供)

環境省 違反発覚で工事中止

てほしいと要請し、承諾を得た」と説明する。審査で問題がなければ工事は再開される見通しだが、今のところメドは立っていないという。一方、鮫川村役場には環境省からの連絡は一切なかった。村の担当者は「村にも住民から情報が寄せられた。環境省に電話すると『工事を中断している』と言われた」と困惑した様子。「国が実施する工事なのだから当然、法や条例を守っていると信じる。住民らから「なぜ、役場なのに事実関係が分からないのか」としかられたが、何も知らされていなかった」答えようがなかった。焼却施設の建設予定地は鮫川村南端の青生野地区。塙町や北茨城市と隣接し、いわき市も近い。予定地付近を流れる四時川は、同市の水源でもある。佐藤和良・いわき市議は「環境省の動きは秘密裏に工事を進めようとしているように見える」と話している。住民らから「小型焼却炉だと話す。『小型焼却炉だから、環境アセスメントも近隣自治体への説明も省いてしまった。しかし、高濃度汚染物を燃やすのに住民同意を得ないのは許されない』」住民の一部は五日、全

多党乱立選挙で投票先をまだ決められない。前回は聞

向回りの音反倒し紋川

どこい生きてる マニフェスト。ただ、

二二二の進動